

東根市地域包括支援センターしろみず運営規程

（事業の目的）

第1条 東根市が設置し、社会福祉法人東根福祉会が受託運営する東根市地域包括支援センターしろみず（以下「包括しろみず」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、包括しろみずの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

尚、事業実施地域である東郷・高崎の両地域は、包括しろみずから遠隔地にあるため地域住民の利便性を考慮し、相談窓口として白水荘内に包括しろみずのサブセンターを設置する。

（運営の方針）

第2条 包括しろみずの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう介護予防サービスを適切に確保できるようその調整に努める。

3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を確立するよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 東根市地域包括支援センターしろみず
- （2） 所在地 東根市大字郡山672番地（小田島ふれあい交流館内）

（通常事業の実施地域）

第4条 通常の実施地域は、以下のとおりとする。

東 根 市	大 富	小 田 島	長 瀬	東 郷	高 崎
-------	-----	-------	-----	-----	-----

また、住所地特例等により他市町村に住んでいる者については、地域包括支援事業を提供する。ただし、現に東根市内に住んでいるが保険者が他市町村である者については、当該保険者又は当該保険者所轄の地域包括支援センターと連携するものとする。

（サブセンターの名称等）

第5条 事業実施地域の東郷・高崎両地区の相談窓口として包括しろみずのサブセンターを設置し、名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 東根市地域包括支援センターしろみずサブセンター
- （2） 所在地 東根市大字野川2074番地99（白水荘内）

- 2 東根市地域包括支援センターしろみずサブセンター（以下「しろみずサブセンター」という。）の運営については、すべて本規定に準ずるものとする。

（職員の配置）

第6条 包括しろみずに勤務する職員は次のとおりとする。。

- （1）センター長 1名
- （2）社会福祉士 1名
- （3）保健師 1名
- （4）主任介護支援専門員 1名
- （5）その他必要な職員

上記職員は、包括しろみずに配置し、しろみずサブセンターの相談窓口にも必要な担当職員をおくものとする。

（営業日時）

第7条 包括しろみずの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業内容）

第8条 包括しろみずは、次の各号に定める事業を行うものとする。

- （1）介護予防事業のケアマネジメント
- （2）高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- （3）高齢者に対する虐待の防止、早期発見、成年後見制度の活用促進などの権利擁護
- （4）支援困難ケースを抱える介護支援専門員への支援
- （5）その他包括的支援事業の推進に関し、必要な事項

（備え付け書類）

第9条 包括しろみずは、事業の実施に関し、次の諸帳簿を備え、いつでも提示できるように整備しておかなければならない。

- （1）特定高齢者及び予防給付受給者に関する台帳
- （2）相談等を受けた相談者の氏名、住所、相談内容、その他必要な事項を記載した記録簿
- （3）事業計画書
- （4）経理諸帳簿（関係証票を含む。）

- 2 包括しろみずは、年1回、事業の実施状況及び経理状況を東根市に報告しなければならない。

（身体拘束等）

第 10 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また、管理者をこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（苦情処理）

第 11 条 事業所は、自ら提供した介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応いたします。

2 事業者は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等の記録を行う。

（虐待防止に関する事項）

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメントの禁止及び職員の安全確保）

第 13 条 事業所は、職員が安心して業務に従事し、利用者に対して適切なサービスを継続的に提供できる環境を確保するため、必要な体制を整備するものとする。

2 事業所は、利用者、家族、身元引受人、代理人その他の関係者から、次の各号に掲げる行為があった場合は、事実関係を確認し、必要に応じて注意、警告、対応職員の変更、複数職員による対応、関係機関への相談その他必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 暴行、傷害その他の身体的な攻撃
- (2) 脅迫、暴言、侮辱、名誉毀損その他の精神的な攻撃
- (3) 威圧的又は継続的かつ執拗な言動
- (4) 長時間の拘束、居座り又は退去要求への不応
- (5) 職員に対する性的な言動又は必要のない身体接触
- (6) 契約内容を著しく超える要求又は対応が著しく困難な要求
- (7) 職員個人への謝罪、土下座、金銭の支払い等の不当な要求
- (8) 無断での撮影、録音、録画又はその情報の不適切な公開
- (9) その他、職員の安全又は就業環境を害する行為

3 前項の判断に当たっては、当該言動の内容、目的、頻度、継続性、発生の経緯、施設側の対応、利用者本人の心身の状態、認知症、障害又は疾病の特性等を総合的に考慮するものとする。

4 事業所は、利用者及び家族等からの正当な苦情、相談又は改善の申出については、苦情対応の手続により適切に対応するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 包括しろみずは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 包括しろみずの職員は、業務上知り得た高齢者またはその家族の情報全てについて正当な理由なく、他に漏らしてはならない。

3 包括しろみずの職員であった者に、業務上知り得た高齢者またはその家族の情報全てを保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの情報全てを保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、東根市、社会福祉法人東根福祉会及び包括しろみずのセンター長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年10月1日から施行する。